**防火管理者の選任が必要な防火対象物**

| **甲種防火管理者講習修了者（甲種防火管理者）** | |
| --- | --- |
| **防火対象物の用途** | **収容人員** |
| 救護施設、乳児院、認知症グループホームなどの自力避難困難者が入所する社会福祉施設等 | 10人以上 |
| 劇場、飲食店、物品販売店、旅館、病院などの不特定の人が出入りする建物等 | 30人以上 |
|
| 共同住宅、学校、工場、事務所などの特定の人が出入りする建物等 | 50人以上 |

※防火対象物の用途に応じて、右欄の収容人員（従業員数、お客数、利用者数など）以上の場合、防火管理者が必要となります。